

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の調整額）</p> <p>第10条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>402</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>335</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>268</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>207</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>185</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>168</u></p> <p>(7) 第7号区分 <u>146</u></p> <p>(8) 第8号区分 0</p> <p>2～7 〔略〕</p> <p>付 則</p> <p>1～11 〔略〕</p> <p>12 平成25年4月1日以後に退職（第5条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する行政職給料表(二)(以下「行政職給料表(二)」という。)の適用を受け、かつ、第10条第1項第8号に掲げる区分に該当する期間（以下「対象期間」という。）を有する場合は、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める点数（当該対象期間中に同条第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあっては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 平成27年4月1日以後の期間 <u>68</u></p> <p>13 前項の場合において、その者が対象期</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第10条 〔同左〕</p> <p>(1) 第1号区分 <u>360</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>300</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>240</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>185</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>165</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>150</u></p> <p>(7) 第7号区分 <u>130</u></p> <p>(8) 〔同左〕</p> <p>2～7 〔略〕</p> <p>付 則</p> <p>1～11 〔略〕</p> <p>12 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 平成27年4月1日以後の期間 <u>60</u></p> <p>13 〔略〕</p>

間中に行政職給料表(二)の職務の級が2級(平成17年3月31日以前の期間にあつては、3級)以上であった期間(その者が都職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあつては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であった期間)を有するときは、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める点数(当該対象期間中に第10条第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数)をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 平成27年4月1日以後の期間 22

(1)・(2) 〔略〕

(3) 平成27年4月1日以後の期間 20

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。